知事記者会見(平成25年3月27日)

●知事発表

- (1) 第三次異動の発表について
- ●幹事社質問事項 な し
- ●その他質問事項
 - (1) 一票の格差の判決について

時間:10:31~11:01

場所:プレゼン室

(幹事社)

よろしくお願いいたします。

まず始めに、知事発表ということで、今回の三次の人事異動の特徴と狙いについてお聞かせください。

(知事)

この25年度の定期人事異動でございます。知事選挙があれば5月1日付けということになっていますけども、いずれこのような状況になりましたので4月1日付けで例年どおりの形のスケジュール感でやっております。

まず、人事異動の、3月18日に一部の一般職等お知らせしておりましたけれども、今回、幹部職も含めてであります。

まず人事異動の全体の規模でありますが、追加の今回のものを加えますと1,397名であります。昨年度は1,559名でありましたので、162名の減でございます。このうち課長級以上の異動は、部長級で12名、次長級で22名、課長級が100名の134名でございます。昨年度は、この部長・次長・課長級全部合わせて182名でありましたので、48名の減となります。今年が昨年に比べて少なかったのは、昨年は観光文化スポーツ部の設置ということで、大きな組織再編があったということでございます。今年は大きなものがございませんでしたので、この例年どおりの規模であります。

今回の人事異動の特徴、ポイントでありますけども、まず一つに平成26年に開催します「第29回国民文化祭あきた2014」の推進体制の強化を図るため、観光文化スポーツ部に「国民文化祭推進局」を設置いたしております。そのほか特定課題等に対応する、あるいは特殊な分野に対応するということで、健康福祉部に「健康医療技監」、総務部に「広報監」、地域振興局にはそれぞれ「地域防災監」といった新たな職を設置しておりま

す。

また、課長級として総合政策課政策監など副主幹級の職員を抜擢しております。

それから、主な人事異動の内容でございますが、企画振興部長には生活環境部長の山田が回ります。そして、梅井健康福祉部次長が健康福祉部長に昇格であります。生活環境部長には、産労部の佐々木新エネルギー政策統括監が回ります。それから、前川観光文化スポーツ部の次長、山本健康福祉部次長が、それぞれ国文祭の推進局の局長、そして健康医療技監ということで部長職待遇になります。

そのほか特に重要課題への対応のためでございますが、25年度におきまして雪対策、これがかなりそれこそいろいろな横のつながりというか、各部横断的な形の仕事になります。もう一つは医療、介護、福祉のネットワークづくり、これもですね、いずれ新しい試みでありますが、これもかなり横のつながりの多い部門であります。そういうことで、理事として本年度末退職者の市川健康福祉部長を任用する予定でございます。この市川健康福祉部長の理事につきましては、企画振興部に部長級職員として配置いたします。そういうことで横のつながりで彼が統括してやってもらうという、そういうことになります。

全体としての部長・次長・課長の数というのは、全体としては部長・次長・課長では3 名減っております。

私からは以上でございます。

あとは詳細については人事当局にお聞きいただきたいと思います。

.....

(幹事社)

ありがとうございました。

1点質問なんですけれども、最後にご説明をされた、知事、以前からもおっしゃっていましたけれども、雪対策とかですね、医療、福祉、介護に対してのこの横のネットワークづくりが非常に大切だという思いをですね、改めてお聞かせいただけますでしょうか。

(知事)

例えば雪対策には、非常にそのハードの方の建設部の関係もありますし、さらには健康づくりだとかそういうものだと福祉の分野もあります。あるいは買い物支援なんていうのは、一部、産労部まで幅広い部門もございます。あとは見守りだとか、あるいは様々な生活支援、生活環境部の分野まで及びます。ですから、そういうことで、やはり相当我々としてもこれは市町村と共に大変大きな課題になっていますので、そういうものを取り上げて、これは部局間連携といってもなかなかその全体を見回す、統括して、串刺しにしてものを考える、そういうトップが必要ですので、こういう形にしたわけであります。

もう一つは福祉、医療、介護の分野もそうであります。これも一方では病院との関係も ございます。

あるいは介護支援の関係の現場というのは、非常に今、市町村とも、ここら辺は市町村が中心でありますので、そういうところとの調整もございます。そういうことで、特にこの二つ以外にもこれらいわゆる県民の暮らしに直結した様々な横断的な課題が出てくれば、この理事のところで統括するという、そういう目的を持って今般置いたということでございます。今までどちらかというと理事というのは、余りこう、やや三役待遇でこう、

全体ということになりますが、今回は目的を持って、一定の仕事の範囲を特化させて今回 置くという、そういうことであります。

.....

(幹事社)

ありがとうございました。

それでは各社、ご質問ある社はお願い致します。

.....

(記 者)

今ご説明ありました理事の件なんですけれども、まず一つはその市川健康福祉部長を登用するというところの意味合いというんですか、市川さんを登用するということ自体が一点、それから、どういう処遇といいますか、その常勤になるのか、フルタイムで働くことになるのかということが2点目と、もう一つは任期をお考えになっているのか、よろしくお願いします。

(知事)

いずれ医療、福祉について市川部長、非常に精通しております。また、これまでの経歴からしても市町村とも、各市町村との接点もございます。いずれかなり幅広く、それこそ現場主義のフットワークの軽い人物でありますので、適任であろうということで置くことにしました。

もう一つは、あと任期でありますけども、これは今のその医療、介護、福祉のネットワークづくり、あるいは雪対策については、おおよそこの25年度、これをだらだらやるものではありません。25年度に、少なくても全体の一定のアウトラインは作らなきゃなりませんので、現在のところは任期は1年という、一応1年という形にしております。そして、これは企画振興部に対して部長級職員ということで再任用でございますので、そういう形であります。ですから、ちょっと今までのいわゆる三役待遇のような、そういう理事という概念からはちょっと外れます。いわゆる専門的な業務を持ってもらって、いわゆる普通のラインの調整をするということで、常勤という形であります。

(記 者)

おそらく県としてこの退職予定者を新たに任用するという、県警の方ではあるように思 うんですが、そこら辺はどう、、、。

(知事)

あのですね、これ私が言うのもなんだけども、やはり人の能力というのはあるんですね。ですからやっぱりそういう意味では市川君あたりが一番この横の調整というのは、これは持って生まれたものもあるし、これまでの経験からしたものもあるし、ですからやはりそういう意味で適任 という形でやってもらおうかなという、そういうことであります。いずれこれからですね、全体として非常に職員数も少なくなってて、我々三役の仕事もですね、非常に微に入り細に入りということですけども、なかなかその現場までですね、細かいところまでは実際には我々とても入れないし、また、そういう時間的余裕もありま

せん。ですから、よりきめ細かな仕事をするためには、やはり精通した者が責任を持ってそこで横の連携をしながらきちっとした政策体系を立てるという、そういうことで再任用ということも場合によってはこういう場合は出てくるんじゃないかと。どうしてもですね、経験がものを言うんですね。経験と知識がないとできないんですね、この横のつながりっていうのは。ですからそういう意味で、この後もこういうことがあれば、こういう状況、こういう任用の形態もあるのかなと思うんですけども、ただそれ、しょっちゅうこれがあるという話でなくて、今回特に雪対策と、福祉、医療ネットワーク、横の支え合いの、高齢化社会に向かっての県がですね、こういうものを重点化して進めていこうという、こういうことであります。

(記 者)

すいません、それと、いずれの課題も結構時間のかかるものだと思うんですけれども、 1年という任期で、その人物は別にして、その後もこういった課題について理事を設ける つもりでいるのかどうかと。

(知事)

どこまでできるかですね。これもなかなかですね幅が広くてですね、やってて様々な課題が出てくるということもございます。そういうことで、ただ、先程お話しましたとおり、おおよそのその全体のですね、アウトラインというのは25年度中にまとめないとですね、やっぱりそのぐらいのスピード感がないとできませんので、まずは1年という区切りでやると。その後、様々な課題があれば、またそのときに考えなきゃならないと思いますけども、今のところは25年度中におおよそのその全体の政策体系を作るという、そういうことでございます。

(記 者)

すいません、ちょっと質問が相次いで恐縮なんですが、危機管理監に広報監を兼ねています。それから、地域振興局には防災監ですか、そこら辺の狙いをひとつ教えてください。

(知事)

危機管理監の仕事というのは、いわゆるそういう非常時、いろんな事態のときと、もう一つは日常ございます。日常的な仕事の場合は、その防災対策の関係のセクションで十分やっておりまして、これもですね、広報監もですね、むしろ危機管理のときというのは一番広報活動が、通常の広報というのはいろんなラインでやりますけども、やはりその全体としての広報というものは危機管理のとき一番重要な問題でもございますし、時間的な仕事の配分からして、これを兼務でも、よりそういう目的にも叶うし、何ていいますか人員の全体の、少ない人員の中で兼務しても十分やれるという、むしろ効率性も狙ったということであります。

あとは振興局の場合ですね、それぞれ各仕事はございますけれども、やはりこれから様々な災害対策等について、やはり常時ですね何ていいますか若干その生活がね、不便性は感ずると思いますけども、やはりそういうことで何かあったらすぐ動けると、何かあった

らすぐ対応できるという、そういうものもですね、責任を持って任命をしておかないとですね、できないんじゃないかということで、当然何かあれば危機管理監とその防災監との間でネットワークは組むという、そういう目的でやはり置くという、そういう職を作るということでございます。

(記 者)

ありがとうございます。

.....

(幹事社)

そのほか、人事もしくは今回幹事社質問ございませんので、人事。

(知事)

すいません、ちょっとあの、先程の理事ですけれども、常勤でございますけれども、時間的にはですね、フルタイムという形ではございません。若干そこは少なく、その場合によって、仕事が忙しいときはずっといるでしょうけども、やはり一定の時間、週31時間という枠内で仕事をしてもらうと。

(幹事社)

人事に関してと、それ以外のご質問でもある社がいらっしゃればお願いします。

(記 者)

すいません、理事が目玉で、幾つかの新設のものもあるんですが、なかなかちょっとつかみ所のない質問で恐縮なんですけども、全体を通してですね、今回の人事をですね、知事としては、どのような狙い、あるいはですね、どういった形の、例えば名付けるとするならばどういった形の人事だという具合に、全体を包括してお捉えなられていますでしょうか。

(知事)

全体としてはですね、やはり私の性格もそうですけども、その分野に長けた人をできるだけ充てるということで、よくそのグルグル、仕事の中身は関係なく一定のこう処遇、それはまずいだろうということで、例えばその国文祭の局長にしてもね、ずっとここ2年間やっていますから、これ、部長職だって誰か全然別な人行ってもね、相手と2年間やってる、いろんな人と付き合ってやってるときにね、特に芸術家だとかそういう方と付き合ってやってるときに、別の人行ってもですね、前の状況わからないですよね。ですからやっぱりそういう継続性だとか、今のその市川君の場合も、非常に医療行政、福祉行政、精通していますし、また、そういう形のその人脈ですね、こういうものが非常にあるわけでございます。ですからそういう意味でいろいろとやってます。

それとまた、例えば生活環境部長の佐々木君なんかも、この省エネだとか、今の新しい エネルギー政策、あるいは環境政策の非常にプロであります、この人は。そういうことで 専門家でもございますので、そういう部に充てたということで、どちらかというと専門的 な、あるいは経験を十分重視して、実務型の、それこそすぐ動けるという、そういう形の 人事にしております。

.-----

(記 者)

もう一点だけ、人事を一覧させていただきまして、特に幹部級なんですけども、「政策 監」という肩書きの方が非常に多いような印象を受けたんですけれども、課長級というこ となんですが、この政策監が若干ちょっと誤解を恐れずに言えば、乱発なのかなという感 じがしないでもなくてですね、課長がいて政策監が2人とか3人とかいるような部署もあ るようなんですが、政策監をその一つの課に課長と並ぶような形で置かれるということの 狙いというのは何でしょうか。

(知事)

若干今回少しね、全体としては減っていますけども、これはあの、やはりラインとしての課長の仕事もございますけれども、最近仕事の、そういうやり方がそうなってきたのか、とにかく非常に細かいところのかなりそのおろそかにできないというかですね、そういうものもあって、また、私のところにも相当細かいことが来ます。それともう一つは、ものの本質、かなり深く調べるなんていうのは、非常にラインの課長がそこらでやりにくいところも、やりにくいというかそういう時間もなかったりしますので、そういうことで政策監というものを、特に企画あたりは多く置いてるのかな、そういうことであります。ただ、実際に今回少し減っていますけども、確か減っているはずですけども、逆に減らしているところもありますので、これは、その時々によって仕事の中身、あるいはその状況によって、これはフレキシブルに考えなきゃならないと思います。固定化してやるものではないと思います。

(記 者)

ありがとうございます。

(記 者)

2点だけお伺いします。

地域防災監等新しく作られた三つの職ですけれども、今回兼務ですが、今後とも兼務でい かれるのか、それとも今後、単独ということもあり得るんでしょうか。

(知事)

あのですね、これは兼務という形で私は、特にね、地域(防災監)はいいんじゃないかと思います。逆に何もないときボケッとしても困るんですよね。ただ、何かあったときは彼がやはり責任持つと、そこが全体的に第一報をそこで出すとか、そこが中心になるという、そういう役割をはっきり明確にしておくということで、我々としてはこの後やってみて、これは専任じゃなきゃ無理だということであればそうですけども、今のところ仕事の想定からして別々に置く必要はないという、そういうことで考えております。

.....

(記 者)

特に年度の区切りというのは考えていらっしゃいませんか。

.....

(知事)

この種のものはですね、まあ一定、やはり地域防災監みたいなのは、今回置けばそれはこういうことで当面この後、こういう兼務の形で、何部長だっけ、地域振興局の、、、。総務か、総務企画部長が全てのそういう中心になるという、そういう形はこの後もまず当面やっていくのかなと思います。

(記 者)

あと一点ですが、理事の関係なんですけれども、部局間連携の限界があるということで しょうか。

(知事)

やっぱりですね、どうしても部局間の中で調整といってもですね、それぞれやっぱり言い分がございます。やっぱり組織ですのでね。もう一つその別の目から全体のセクションでないところで、しかも非常に経験があって知識があるという、そういうところでそういう人がまとめないと、なかなか実際できないというのもありますね。そういう意味で、こういうことで置いたということです。それから今後もですね、こういうことがあればということで、これが固定した形ではありません。

(幹事社)

お時間もありますので、あと1社ぐらいの質問だということなんですが。

(知事)

別でもいいよ。

(記 者)

すいません。

別の件になるんですけれども、ここ二日ほどで選挙のですね、無効の判決が裁判所で出されていると思います。秋田も今日午後から判決があると思うのですが、それを知事どのようにこう見られていたか、お考え聞かせてください。

(知事)

やはり憲法論、法律論からして、一票の価値というのはできるだけ平準化をしなきゃならないということは、これは当然であります。問題は、そういう形にするために現実にどうするかということになりますとですね、ここが問題なんですね。ですから、実際裁判所はそこまで出してません。

ここがですね、非常に実は複雑でですね、現実の問題に照らし合わせたときに、ものすご

い議論があって、ものの考え方ガラッと変えないとどうしようもないというところも、そういうことも出てくるんじゃないかと思います。変な話ですね、地方自治の区割りの問題もどうするのかという話も、これ逆にですね、一票の格差を非常になくするときに、例えばですね、秋田県の一部と山形県を一緒にする、まあそれはそれで区割りで選挙運動するでしょう。ところがですね、その行政に、国が地方に対する様々な施策っていうのは、あくまでも秋田県は秋田県の枠なんですね。山形県は山形県の枠で来るんですよ。そのときに両方そこの国会議員がですね、その票によって0.6対0.4にその施策を分けるという話でもないんですよね。ですから、あるいはですね、衆議院をですね、完全にやっぱり中選挙区に戻すとね、かなりまだやり方あるんですね。あるいはその一県一人枠、別枠、これがなくなると、例えば一人ぐらいの、鳥取だとかは一人しかいなくなる。

そうするとですね、非常にやっぱり全体としては、そういう地方の声がドンドン届かなくなるという、逆にいうとね、それはそれでいいんですよ。そうした場合に、それを補完するために参議院を完全にもう昔の貴族院のように、全部例えば中核市以上の市長と知事に全部参議院を兼ねさせるという、そうしますとこれはね、絶対的にその地方の方が多いわけですので、大都市よりは。そういうところでバランスが取れるとかね、相当思い切ったやり方しないと、完全に小選挙区でやっていると絶対無理ですよ、これ。

そこはね、小学校(の児童)だってわかるんですよ。だからこの判決は一方ではものすごく正しいけれども、現実としてどうするのかというとそう簡単ではない。ですから、限りなく1に近いということは、なかなか難しいんじゃないかとね。ですから概ね最高裁が2の範囲内という、そのぐらいまではやっぱり、ただ、2.4だとか、やっぱりそれやることはやんなきゃならないですね、できる範囲で。だから今まで裁判所も、できる今のその都道府県の区割り、あるいはそういうブロックの考え方の中で、できる範囲もね、やらなかったということに対するやはり裁判所としての警鐘じゃないかと思うんですよ。

ですから、まず私はですね、抜本改革と言ってもね、抜本改革って私今言ったようなの が抜本改革なんです、本当の。そうでしょう。もう完全に、もうできるだけ都道府県は、 都道府県の枠を変えるとは今いかないでしょう。都道府県の枠を保ちながらやると、一人 別枠というものなくしてやって、あるいはその比例との配分の中で調整するだとか、もう 一つはもう参議院はカーボンコピーですので、完全に、もう選挙によらずに自動的に、選 挙によるから党派が関係あるんですよ、我々知事に参議院にさせたら党派関係ないですね。 選挙やらなくていいから、これね、非常に中立な話できるんですよ。実はそれも一つなん ですね。これ大阪の知事が言ってますけども、そうしますと非常にバランスが取れるとい う、そのくらいのことが本当の抜本なんですよ。あるいはもう完全に個人の資格は認めず、 全てを比例でやるとね、衆議院は全部比例だと。ですから政党、例えば30人以上の政党 じゃなきゃもう出てはならないと、そうして全部やっちゃって、あとは参議院を完全に政 党からこう離脱、関係なくさせるという、そういうことまでやるとすると、これね、そん な形にすぐできない。ですからやっぱり0増5減をまずやってね、その後どうするのかで しょうね。ただこれ、なかなかまとまらないですね。ものの哲学の違いなんですよ。どっ ちが正しいかじゃないんですよね。我々危機感覚えるのは、人口だけでいくと絶対地方の 声は届かなくなると、これをどう担保するかなんですよね。そこが難しいですね。だから 参議院(の選挙区の定数)は全部一人(とし、議員を)知事にすれば、(参議院の議決で は)東京都も1票だし、秋田と山形、(東北)全部組めば6票だしね、そんなこともあるのかなということであります。いずれ怠慢であったことは確かでしょう、国が。少なくても少しずつでも進歩、前に進めばね、裁判所もこれほどの警鐘は鳴らさなかったんじゃないかと思います。ということで、いいすかな。

(幹事社)

ありがとうございました。